

# 優良木造建築物等整備推進事業に関する評価事業を実施する者の 公募についての公示

令和5年3月8日

国土交通省住宅局長 塩見 英之

次のとおり、優良木造建築物等整備推進事業に関する評価事業を実施する者の公募について公示します。

※ 本公募は、令和5年度予算によるものであり、令和5年度予算成立が事業実施の前提となります。

※ 本公募は、優良木造建築物等整備推進事業に関する評価事業を実施する者を公募するものであり、優良木造建築物等整備推進事業により建築物等の整備に係る補助を受けようとする事業者の募集とは異なります。当該補助を受けようとする事業者の募集については、別途行います。

## 1. 事業の概要

### (1) 事業名

優良木造建築物等整備推進事業に関する評価事業を実施する事業

### (2) 事業の目的

本事業は、優良木造建築物等整備推進事業の実施にあたり必要となる評価事業を実施することにより、優良木造建築物等整備推進事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

### (3) 事業内容

優良木造建築物等整備推進事業に関する以下の①から⑧までの事業

①優良木造建築物整備推進事業周知用のホームページ作成、同事業に関する情報の提供及び募集要領の整備 (※)

②優良木造建築物等整備推進事業を行おうとする事業者からの提案の受付 (※)

③提案された事業に係る事業要件への適合性に関する評価

④提案された事業に係る事業費、補助対象事業費の積算の妥当性に関する評価

⑤採択を受けた内容の変更に関する③及び④の事務

⑥採択案件の成果の検証及び実績に基づいた調査分析

⑦採択を受けた事業に係る木造化技術の普及・広報

⑧その他提案を行う事業者又は事業の採択を受けた事業者からの相談対応業務 等

(※) 本事業については、別途募集を行う「環境ストック活用推進事業(うち、「サステナブル建築物等先導事業(木造先導型)」)」に関する評価を行う事業者との間で、両事業が効果的に実施されるよう十分に連携を図ること。

#### (4) 事業期間

令和5年4月上旬 ～ 令和6年3月31日

### 2. 補助対象とする事業者の要件

本事業への参加は、次の(1)から(4)までの全ての条件をを満たす民間事業者等であることを要件とする。

#### (1) 技術能力に関する要件

1. (3)③から⑧までの実施に必要な組織体制、調査分析能力及び普及・広報能力を有すること。

#### (2) 公平性及び中立性に関する要件

業として、住宅・建築物を設計し若しくは販売し、住宅・建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は住宅・建築物の建設工事を請け負う者に支配されていないこと。  
業務によって得た情報により新たな営利を得るものではないこと。

#### (3) 秘密保持に関する要件

知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング業務を行わないこと。

#### (4) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

### 3. 手続等

#### (1) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 期間 令和5年3月8日(水)～令和5年3月22日(水) 18:00

② 場所 上記担当部局

③ 方法 上記担当部局にて紙媒体又は電子媒体をもって手交

説明書の交付を希望する場合は、予め上記(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

#### (2) 申込書の提出期限、場所及び方法

① 期限 令和5年3月22日(水) 18:00まで(必着)

② 場所 下記担当部局

③ 方法 下記担当へ、原則として電子メールにて提出すること。

持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)にて提出する場合は予め担当まで事前連絡を行い、4部(正1部・写3部)提出すること。

#### ④ 電子メールにて提出する場合の注意事項

- ・当該文書の真正性を担保するため、下記記載の押印省略時のルールに従うこと。
- ・申請の担当者を複数名含めた送信とすること。
- ・メール件名または文中に、正式な申請・決定等である旨を記載すること。
- ・上記2つの要件を満たすメールを交付年度終了後5年間保存すること。
- ・着信を確認すること。

#### (3) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室 若井

電話 03-5253-8111(代) (内線39455)

電子メール：hqt-mokuzou@gxb.mlit.go.jp

#### 4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (3) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (4) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (5) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨を申込書を提出する際に申し出ること。
- (6) 優良木造建築物等整備推進事業に関する評価事業の実施に当たっては、国土交通省が別途公募により選定する、優良木造建築物等整備推進事業に関する事務事業者(※)と連携を図ること。  
※ 優良木造建築物等整備推進事業に関する事務事業を実施する事業者。
- (7) 詳細は説明書による。